

## Ⅱ 平成 29 年度における政策評価の取組（トピック）



## 1 証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進について

### (1) 証拠に基づく政策立案（EBPM）の背景

政府全体として証拠に基づく政策立案（EBPM）を推進し、国民により信頼される行政の実現に資するため、統計改革推進会議において、統計等データを用いた事実・課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善、その基盤である統計等データの整備・改善等に係る検討が行われ、平成29年5月19日に最終取りまとめがなされた。

同取りまとめにおいて、各行政機関は、EBPM推進統括官（仮称）を置き、政策、施策、事務事業の各段階においてEBPMを推進し、政策の評価を、政策改善と次なる政策立案につなげていくこととされた。

### (2) 政策評価審議会における検討

#### ア 背景・経緯

各行政機関では、主要な政策についての事後評価として、いわゆる「施策」単位で、あらかじめ設定した目標の実績を測定し、達成度合いを評価する目標管理型の政策評価が広く行われており、政策評価審議会政策評価制度部会の下に設置されている目標管理型評価ワーキング・グループにおいては、目標管理型の政策評価について、検討を行っている。

平成29年度は、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）において、EBPMの推進に関する政策評価における取組の一つとして、総務省は統計等データの利活用状況、分析の妥当性等について、各府省から提出された評価書をチェックするとともに、必要に応じ、具体的改善策を提示することとされた。

#### イ 検証結果等

これを踏まえ、目標管理型評価ワーキング・グループにおいて、平成28年度実施施策に関する目標管理型の政策評価の評価書のうち代表的なものについて、①統計等データの利活用状況、②分析の妥当性及び③目標・測定指標の適切性について検証を行い課題を整理し、事前分析表及び評価書の作成上の工夫や、目標・測定指標の適切な設定を図る上で有効な方策の一つであるロジックモデルの作成・活用に関する考え方等を内容とする目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等（平成29年度）を、平成30年3月に同部会として取りまとめた（図1）。

また、「統計改革推進会議最終取りまとめ」において、同取組の一つとして、総務省は「EBPMのリーディングケースの提示を目指し、総務省、関係府省及び学識経験者による政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究を行う」こととされており、平成30年度に、本共同研究として、女性活躍の推進に関する政策評価におけるデータ分析など数件を実施する予定としている。

図1 目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等（平成29年度）について

<p>「目標管理型の政策評価の改善方策（平成28年度）」及び「統計改革推進会議最終取りまとめ」を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度実施施策に関する目標管理型評価の評価書のうち代表的なものについて、(1)統計等データの活用状況、(2)分析の妥当性、(3)目標・測定指標の適切な設定の観点から、<b>検証を行い課題を整理</b></li> <li>特に、目標・測定指標の適切な設定を図る上で有効な方策の1つとして、<b>ロジックモデルの作成・活用に関する考え方を整理</b></li> </ul>													
<p><b>【検証結果の概要】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①統計等データの活用状況及び分析の妥当性</th> <th>②目標・測定指標の適切な設定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検証の観点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価書にデータ及びその所在情報の記載があるか</li> <li>測定指標の目標達成・未達成の判断は合理的か 等（8項目）</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>目標が抽象的なものになっていないか 等（10項目）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>検証の結果</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>統計等データを活用した測定指標が設定されているが、その記載の程度については、各評価書により差が見られる。</li> <li>達成手段の目標への寄与等や外部要因等の影響について分析されている評価書はわずか。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>目標が抽象的なため、施策の目指す水準が明確でない。</li> <li>測定指標の目標値が定量的に設定されていない。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>改善方策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインに掲げられた評価書作成に係る事項の徹底（政策の見直しに貢献していく観点からの評価の徹底（①外部要因の分析、②達成手段の目標への寄与の検証、③目標の見直し等））</li> <li>投入した予算・人員の規模の大きい事業や目標達成に貢献している事業について、重点的に説明・分析。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインに掲げられた事前分析表作成に係る事項の徹底（①いつまでに、何について、どのようなことを実現するのかを示す目標の設定、②測定指標の原則数値化。数値化が困難で定性的な指標についても達成すべき水準を具体的に特定し、事後検証を可能とする。）</li> <li>定量的な測定指標の設定が難しい施策については、目標管理型評価によらない評価などを行うことも検討。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>			①統計等データの活用状況及び分析の妥当性	②目標・測定指標の適切な設定	検証の観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価書にデータ及びその所在情報の記載があるか</li> <li>測定指標の目標達成・未達成の判断は合理的か 等（8項目）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標が抽象的なものになっていないか 等（10項目）</li> </ul>	検証の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計等データを活用した測定指標が設定されているが、その記載の程度については、各評価書により差が見られる。</li> <li>達成手段の目標への寄与等や外部要因等の影響について分析されている評価書はわずか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標が抽象的なため、施策の目指す水準が明確でない。</li> <li>測定指標の目標値が定量的に設定されていない。</li> </ul>	改善方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインに掲げられた評価書作成に係る事項の徹底（政策の見直しに貢献していく観点からの評価の徹底（①外部要因の分析、②達成手段の目標への寄与の検証、③目標の見直し等））</li> <li>投入した予算・人員の規模の大きい事業や目標達成に貢献している事業について、重点的に説明・分析。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインに掲げられた事前分析表作成に係る事項の徹底（①いつまでに、何について、どのようなことを実現するのかを示す目標の設定、②測定指標の原則数値化。数値化が困難で定性的な指標についても達成すべき水準を具体的に特定し、事後検証を可能とする。）</li> <li>定量的な測定指標の設定が難しい施策については、目標管理型評価によらない評価などを行うことも検討。</li> </ul>
	①統計等データの活用状況及び分析の妥当性	②目標・測定指標の適切な設定											
検証の観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価書にデータ及びその所在情報の記載があるか</li> <li>測定指標の目標達成・未達成の判断は合理的か 等（8項目）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標が抽象的なものになっていないか 等（10項目）</li> </ul>											
検証の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計等データを活用した測定指標が設定されているが、その記載の程度については、各評価書により差が見られる。</li> <li>達成手段の目標への寄与等や外部要因等の影響について分析されている評価書はわずか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標が抽象的なため、施策の目指す水準が明確でない。</li> <li>測定指標の目標値が定量的に設定されていない。</li> </ul>											
改善方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインに掲げられた評価書作成に係る事項の徹底（政策の見直しに貢献していく観点からの評価の徹底（①外部要因の分析、②達成手段の目標への寄与の検証、③目標の見直し等））</li> <li>投入した予算・人員の規模の大きい事業や目標達成に貢献している事業について、重点的に説明・分析。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインに掲げられた事前分析表作成に係る事項の徹底（①いつまでに、何について、どのようなことを実現するのかを示す目標の設定、②測定指標の原則数値化。数値化が困難で定性的な指標についても達成すべき水準を具体的に特定し、事後検証を可能とする。）</li> <li>定量的な測定指標の設定が難しい施策については、目標管理型評価によらない評価などを行うことも検討。</li> </ul>											
<p><b>【ロジックモデルの作成のメリット】</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>目標、測定指標、達成手段の各要素の適切な設定を確認し、十分な分析を行うためには、施策がどのような手段により、何を達成しようとしているかを一覧できる「ロジックモデル」を作成し、参考にすることが考えられる。</p> </div> <div style="width: 60%;"> <p><b>(1) 「目的－手段」の関係の可視化</b> 達成手段、アウトプット、アウトカムがどのようにつながるのかが明確になる。</p> <p><b>(2) 指標の設定・改善</b> 現状の測定指標がロジックのどの部分を測定しているのかが整理され、測定指標の追加の検討に資する。</p> <p><b>(3) 施策の分析及び改善の検討</b> 施策の実施後にロジックモデルを振り返り、達成手段が十分寄与したか等についてたどることにより、施策の分析及び改善の検討に資する。</p> </div> </div>													
<p><b>【ロジックモデルの作成の留意点】</b></p> <p>評価を行う際に有用な情報を提供するものであるが、施策の規模や属性に応じて個別に検討すべきであり、作成について統一なルールはない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>ロジックモデルの活用のあり方は、EBPMに係る実証的共同研究等において引き続き検討</p>													

(注) 「目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等（平成29年度）」（平成30年3月2日政策評価審議会政策評価制度部会決定）については、総務省ホームページ（URL：[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000543572.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000543572.pdf)）参照

### (3) 政策評価に関する統一研修

総務省行政評価局では、従前から政策評価に従事する職員等を対象として研修を実施しているが、平成29年度においては、EBPMの推進にも資するよう「「エビデンス」と「評価」はなぜ政策現場で疎んじられるのか?」、「データに基づく問題解決」及び「政策評価による課題の解決」をテーマとする研修を実施したほか、ロジックモデルに関する演習型の研修等も実施した。

## 2 規制に係る政策評価の制度改正について

### (1) 規制に係る政策評価の概要

各行政機関では、規制（社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すもの）の新設又は改廃を目的とする政策について、事前評価の実施が義務付けられている。

### (2) 政策評価審議会における検討

#### ア 背景・経緯

規制の事前評価をめぐっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の提言（平成 27 年 3 月 9 日）において、今後の課題として、「各府省が作成する評価書は質が向上し、説明責任を果たすことにも貢献しているが、費用や便益の定量化・金銭価値化が不十分である上、評価書の作成・公表のタイミングについても検討の必要がある」、「評価結果が規制の新設・改廃の検討により活用されるよう、総務省としても検討を進めるべきである」とされた。

#### イ 改善方策

政策評価審議会においては、政策評価制度部会に規制評価ワーキング・グループを設置し、規制に係る政策評価について、①規制の事前評価から規制のライフサイクル評価へ、②費用便益分析から影響評価へ、③遵守費用推計を優先する及び④事前評価の内容にメリハリをつけるといった方向性から検討・議論を行い、平成 29 年 3 月に同部会は、同ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえ、改善方策を提示した。

### (3) 改善方策を踏まえた制度改正

同改善方策の内容を具体化するため、平成 29 年 7 月に、基本方針を一部変更し、併せて、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）の一部改正を行い、29 年 10 月から施行した。

#### 「政策評価に関する基本方針」の一部変更のポイント

- 各行政機関が定める基本計画における事後評価の対象政策として定めるべきものとして、規制に係る政策を記述することにより、事前評価を実施した規制について事後評価を新たに義務付け
- ※ 法第 8 条「行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。」

## 「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の一部改正のポイント

### (1) 規制のライフサイクルにおける評価の活用

⇒ 規制の検討から、見直し（改正又は廃止）に至るまで、その一連を「規制のライフサイクル」として捉え、規制検討段階、コンサルテーション段階、規制決定段階、事後評価段階といった、各段階において望まれる評価の活用方法を記載

### (2) 基本的な評価の内容

⇒ 費用便益分析を前面に出した現行の仕組みから、規制の新設又は改廃によって生じる社会、経済、環境といった様々な分野への影響を漏れなく想定することに重点を置く。

また、規制措置は、国民（事業者や個人）に対し遵守費用の負担を求めるものであることから、想定される影響のうち、特に遵守費用の推計を重視（少なくとも定量化）

### (3) 簡素化した評価手法

⇒ 国際条約批准に伴う規制など、行政の意思決定要素が少ない規制政策等を対象に、新たに簡素化した評価手法による評価を導入

### (4) 事後評価の実施

⇒ 事前評価書に記載された費用と効果の想定と事後評価時に把握した実際の費用と効果を比較の上、検証し、既に導入された規制の妥当性を確認する。

(注) 基本方針及び「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。平成29年7月の一部改正により、名称を「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」から「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」に変更している。）については、総務省ホームページ（URL：[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/seisaku\\_hourei.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_hourei.html)）参照

### 3 公共事業に係る政策評価の改善方策について

#### (1) 公共事業に係る政策評価の概要

公共事業を所管する各行政機関は、事業費 10 億円以上を要することが見込まれる個々の公共事業について事前評価を実施するとともに、政策決定後 5 年を経過した時点で未着手である公共事業や政策決定後 10 年を経過した時点で未了である公共事業等について事後評価（再評価）を実施することとされている。これに加え、農林水産省及び国土交通省においては、自主的に事業完了後の事後評価が実施されている。

#### (2) 政策評価審議会における検討

##### ア 背景・経緯

公共事業に係る政策評価については、各行政機関において、費用便益分析を中心に評価手法がおおむね確立されてきていることや、人口減少や高齢化等公共事業を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、評価の質の一層の向上に向けた検討を行うために、平成 28 年 4 月に政策評価審議会政策評価制度部会の下に公共事業評価ワーキング・グループを設置し、完了後の事後評価を主要な検討課題として、総務省が行う点検<sup>(注)</sup>等により把握した実態を基に課題等を検討・整理し、有効と考えられる改善方策の検討を進めることとした。

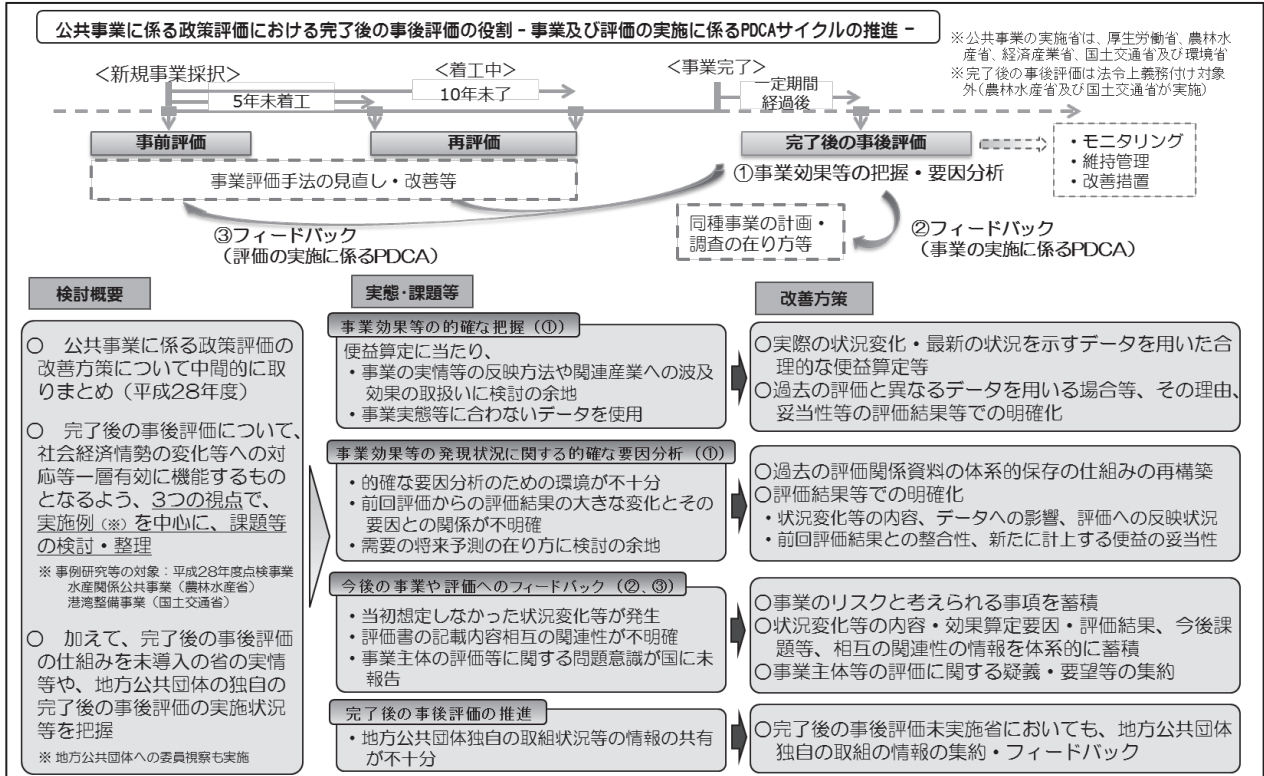
(注) 平成 29 年度に実施した公共事業に係る政策評価の点検結果については、後記Ⅲ-2- (2) -イ- 表 11 (56 ページ以下) 参照

##### イ 改善方策

平成 28 年度は、①事業効果等の的確な把握と事業効果等の発現状況に関する的確な要因分析の実施、②個別事業の改善措置等の検討への活用及び③今後の同種事業や評価への活用について、平成 29 年 3 月、完了後の事後評価の改善方策として中間的に取りまとめた。

平成 29 年度は、28 年度における審議・検討の経緯を踏まえ、完了後の事後評価の実施例を基にして、完了後の事後評価の取組を推進するに当たっての課題と考えられる事項の検討・整理を行うとともに、完了後の事後評価の仕組みを導入していない省の実情等や独自に完了後の事後評価を実施している地方公共団体における取組の実態等の把握・整理等も行った。それらを基に、①実際の状況変化・最新の状況を示すデータを用いた合理的な便益算定の実施、②過去の評価関係資料の体系的保存の仕組みの再構築、③事業のリスクと考えられる事項の蓄積や事業主体等の評価に関する疑義・要望等の集約、④地方公共団体独自の取組に関する情報の集約・フィードバック等について、平成 30 年 3 月、改善方策として取りまとめた（図 2）。

図2 「公共事業に係る政策評価の改善方策（平成29年度最終取りまとめ）」概要



(注) 「公共事業に係る政策評価の改善方策（平成29年度最終取りまとめ）」（平成30年3月2日政策評価審議会政策評価制度部会決定）については、総務省ホームページ（URL：[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/00536372.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/00536372.pdf)）参照